

別府商工会議所『会議所ニュース』広告掲載サービス運用規程

1. このサービスは、別府商工会議所（以下、「当所」という）会員事業所に対し、各種情報を提供するとともに、会員企業の発展に資することを目的とする。
2. このサービスは、当所が発行する『会議所ニュース』に販売促進等の広告を掲載するものであるが、掲載の内容や作成責任を有する企業などに対しての与信を与えるものではないものとする。
3. このサービスを利用しようとする際は、次に記載するような広告を作成しないこととする。
 - (1) 公序良俗に反するもの。
 - (2) 関係法規に違反するもの。
 - (3) 政治宣伝、宗教、風俗営業および消費者金融に関するもの
 - (4) 個人の名誉や人権、プライバシー侵害などにあたる表現を含んでいるもの。
 - (5) 実際より過大な表現を用いているもの。
 - (6) 虚偽または誤解を与える恐れがあるもの。
 - (7) 他の会員および消費者などに不当な不利益を与える恐れがあるもの。
 - (8) 『会議所ニュース』の編集方針などに反するもの。
 - (9) その他、サービス運用上で不相当と認められるもの。
4. このサービスで掲載する広告などは、事前に当所で審査することとする。その際、前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、このサービスは履行しないこととする。なお、審査内容や解釈については、全て当所にあるものとし、サービスを履行しない理由などを明示する義務はないものとする。
5. このサービスの実施予定月において、『会議所ニュース』の発行がやむを得ない事情などにより遅延する場合、実施月を繰延べることがあることとする。また、広告内容によっては、申込みを断ることもあることとする。
6. このサービスの料金については、以下に定める料金とし、広告を掲載した『会議所ニュース』発刊後、当所が送付する請求書に従い、速やかに納入することとする。

サイズ	1コマ(縦5.0cm × 横8.4cm) ※1コマ=10分の1ページ
料金	1回 10,000円

7. 当『会議所ニュース』に掲載する広告データは、原則として、発行月の前月20日までに当所に引き渡しすることとする。
8. この運用規程に同意した場合、裏面の「利用同意・申込書」に記載・捺印し、掲載希望月の前月10日までに、広告サンプルとともに、当所に持参または送付することとする。
9. このサービスに関する手続き上のトラブルは、双方が誠意をもって対応することとする。また、広告内容に関する責任は、全て広告主に帰属するものとし、このサービスにより生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わないこととする。

広告掲載 利用同意・申込書

別府商工会議所「会議所ニュース」編集担当 行

当社（団体）は、別府商工会議所『会議所ニュース』広告掲載サービス運用規程に同意し、別添広告見本の掲載を以下の通り申込みいたします。

企業（団体）名				印
代表者名		担当者名		
所在地	〒 —			
電話番号	() —	F A X	() —	
業種				
掲載希望月	____年____月号 <small>※. 予定日等は担当に聞いてください</small>	データ引渡 予定日	____月____日頃予定 <small>※. 前月中頃までをお願いします</small>	
掲載サイズ	1コマ（縦 5.0cm × 横 8.4cm） × ()コマ <small>※1ページの場合は10コマ（縦 25.3cm × 横 16.8cm）となります。</small>			
タイトル・内容等				
支払い予定料金	円（税込）		1コマ1万円/回	

（注意）必ず広告サンプルを1枚添えてお申し込み下さい。

また、ご記入いただいた個人情報につきましては、本サービスに関する連絡以外には使用いたしません。

《お申込み・お問合せ》

別府商工会議所「会議所ニュース」編集担当

〒874-8588 大分県別府市中央町7-8

TEL : 0977-25-3311 FAX : 0977-26-2232 E-mail : webmaster@beppu-cci.or.jp

【別府商工会議所使用欄（何も書かないでください）】

専務理事	事務局長	部長	担当者	係

受付日 : 令和 年 月 日

担当者 : 印

上記の申込みについて

承認 ・ 不可